

令和2年10月9日

会員 各位

さくら広域連携協議会  
(幹事商工会) 柴田町商工会  
会長 大槻 裕喜  
(公印省略)

「改正食品衛生法」講習会開催について  
(ご案内)

時下、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素、本会事業運営につきましては、特段のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行については平成30年(2018年)6月13日公布となり、完全施行が来年の令和3年(2021年)6月に迫ってきました。本改正により国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる事となっており、HACCPに沿った衛生管理の制度化や営業許可制度の見直し、営業届制度の創設など新たな対応が必要となっております。

つきましては、食品衛生に関わる知識を習得し、健全な経営を目指す目的で標記講習会を開催いたしますので、ご出席をご検討の上出席の場合は11月20日(金)まで下記申込書にてFAXにてお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み開催が延期となる場合がある他、感染症予防として会場定員を定めており事前予約の上、先着順となっております事予めご了承ください。

また、来場当日は検温の上、37.5度以上の発熱がある場合は入場をお断りさせていただきます。マスクを着用の上、アルコール消毒等のご協力をいただきます。

連絡先

TEL:54-2207 FAX:55-5039

.....FAXでお申込みの方は、切り取らずこのまま送信下さい。.....

開催日:12月2日(水)午後2時 会場:宮城県大河原合同庁舎大会議室

FAX:0224-55-5039

柴田町商工会 行

「改正食品衛生法」講習会 受講申込書

令和2年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

受講者名

氏名		氏名	
----	--	----	--

※感染拡大防止の観点から1事業所2名までのご出席をお願いいたします。

## 「改正食品衛生法」講習会開催要領

### 1. 目的

#### 「改正食品衛生法」

我が国をとりまく環境変化や国際化表示等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報の把握や対応を的確に行うとともに、国際統合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度やリコール情報の報告制度の創設等の措置に関する知識を習得し、健全な経営に資する目的で開催いたします。

### 2. 主催

柴田町商工会・大河原町商工会・村田町商工会・川崎町商工会

### 3. 後援

宮城県仙南保健福祉事務所

### 3. 日時

令和2年12月2日(水) 午後2時

### 4. 場所

宮城県大河原合同庁舎大会議室

### 5. 対象者

柴田郡内で食品加工業・食品製造業・飲食業・寿司業・宿泊業・菓子製造業・魚介類、食肉販売業等「食品衛生法」に関連する事業を営んでいる事業所等

### 6. テーマ

「改正食品衛生法」講習会

### 7. 講師

宮城県仙南保健所 ご担当職員

### 8. 定員

50名 先着順